

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給します。

※児童扶養手当は受給資格があっても請求しないと受給できませんのでご注意ください。

手当の対象となる児童

- 支給の対象となる児童
- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ①父母が婚姻を解消した児童 | ⑤父または母が1年以上遺棄している児童 |
| ②父または母が死亡した児童 | ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 |
| ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童 | ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童 |
| ④父または母の生死が不明な児童 | ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童 |
| | ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童 |

「児童」とは、18歳に到達してから最初に迎える3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身に中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。

手当月額 令和4年4月分～（月額）

区分	全部支給	一部支給
1人目	43,070円	43,060円～10,160円
2人目加算額	10,170円	10,160円～5,090円
3人目以降加算額	6,100円	6,090円～3,050円

※一部支給については、所得によって異なります。

支払時期

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、支払月の前月分までが指定した金融機関の口座に振り込まれます。

令和4年度 支払日（支払対象月）					
5月11日 (3・4月分)	7月11日 (5・6月分)	9月9日 (7・8月分)	11月11日 (9・10月分)	(R5)1月11日 (11・12月分)	(R5)3月10日 (1・2月分)

※支払日が、土、日または休日のときは、繰り上げて支給されます。

所得限度額

前年の所得（課税台帳上の所得に前年受け取った養育費の8割を合算した額）が下記の限度額以上ある場合は、手当の全部または一部が支給停止となります。

所得限度額表（平成30年8月～）

扶養親族の数	本 人		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	手当の全部を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	以下38万円ずつ加算		

※給与所得・公的年金等がある方は、所得金額から追加で10万円控除して手当額を算定します。

手当を受けるための手続き

認定請求書の提出が必要になります。手当を受ける方の支給条件により添付する書類が異なりますので、お問合せください。

公的年金等の受給があるとき

公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当が受給できます。

ただし、公的年金等が児童扶養手当額より高い場合、児童扶養手当は全額支給停止となります。

障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

現況届の提出

児童扶養手当を受けている方（全部支給停止の場合も含む）は、毎年8月1日現在の状況等を確認するための届け出が必要です。

※現況届を提出しないと、11月分以降の手当が受給できなくなりますので、未提出の方は提出してください。

【お問合せ】子育て支援課 ☎63-1111 内線386・388